

議案第201号

福岡市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 9 月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、住民基本台帳法の一部改正により、住民基本台帳カードの交付が終了することに伴い、当該カードの利用に関する規定を廃止する必要があるによる。

福岡市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

福岡市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成24年福岡市条例第 4 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日において、この条例による廃止前の福岡市住民基本台帳カードの利用に関する条例（以下「旧条例」という。）第 4 条第 1 項の規定により利用の登録を受けている者に係る住民基本台帳カードの利用については、当該登録及び旧条例の規定は、この条例の施行後においても、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、旧条例第 1 条中「住民基本台帳法」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法」と、「法」とあるのは「旧法」と、旧条例第 2 条第 1 号及び第 3 条各号列記以外の部分中「法」とあるのは「旧法」と、同条第 1 号中「法」とあるのは「住民基本台帳法（以下「法」という。）」と読み替えるものとする。